

令和２年第４回大玉村議会定例会会議録

第１０日 令和２年９月１７日（木曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番 斎藤 信一	２番 渡邊 啓子	３番 菊地 厚徳
４番 本多 保夫	５番 松本 昇	６番 佐原 佐百合
７番 鈴木 康広	８番 武田 悦子	９番 佐原 吉太郎
１０番 須藤 軍蔵	１１番 押山 義則	１２番 菊地利勝

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	佐藤 吉郎	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	中沢 武志	産業建設部長 兼農業委員会 事務局長	菅野 昭裕
教育部長 兼生涯学習課長	作田 純一	政策推進課長	舘下 憲一
税務課長	菊地 健	住民生活課長	安田 春好
健康福祉課長	後藤 隆	再生復興課長	伊藤 寿夫
産業課長	渡辺 雅彦	建設課長	杉原 仁
会計管理者 兼出納室長	中沢 みち子	教育総務課長	橋本 哲夫
代表監査委員	甲野藤 健一		

４．本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・表決

議案第５２号 大玉村監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第５３号 大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第６２号 令和２年度大玉村一般会計補正予算について

議案第６３号 令和２年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第６４号 令和２年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第６５号 令和２年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第６６号 令和２年度大玉村土地取得特別会計補正予算について

議案第６７号 令和２年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第６８号 令和２年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 6 9 号 令和 2 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 7 0 号 令和 2 年度宮下・高久線（外）道路改良舗装工事請負契約について

議案第 7 1 号 大玉村立小中学校学習用タブレット端末購入事業売買契約について

議案第 7 2 号 大玉村教育委員会委員の任命について

委員会付託事件（令和元年度歳入歳出決算認定議案）の委員長審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第 5 4 号から議案第 6 1 号まで

①議案第 5 4 号 令和元年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

②議案第 5 5 号 令和元年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

③議案第 5 6 号 令和元年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

④議案第 5 7 号 令和元年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

⑤議案第 5 8 号 令和元年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

⑥議案第 5 9 号 令和元年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

⑦議案第 6 0 号 令和元年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

⑧議案第 6 1 号 令和元年度大玉村水道事業会計決算認定について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

請願第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

陳情第 4 号 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出について

陳情第 5 号 東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する陳情書

陳情第 6 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

閉会中の継続調査申出について

（１）議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第 3 号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について

議員発議第４号 東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出
に反対する意見書について

議員発議第５号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪
化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

議員派遣の件について

閉会中の継続調査申出について

（１）総務文教常任委員会

（２）産業厚生常任委員会

５．本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 菊地拓也、鈴木真一、藤田良男

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は１２名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日傍聴に、伊東正隆さんがお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、議案第５２号「大玉村監査委員条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第５２号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、議案第５３号「大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第５３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、議案第62号「令和2年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） 36ページ、8の2の2道路維持費について伺います。

①道路維持に要する経費の14、工事請負費の中の道路維持補修工事費2,800万の内容について、どのような工事を何か所に行うのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 2番議員さんにお答えいたします。

37ページ、道路補修工事の内容でございますが、まず神原田・馬尽線の道路維持補修工事、こちらは大山小学校前の自動車部屯所から高速道路のボックスカルバートの350メートルの区間、そちらの舗装補修、舗装打ち換えを実施したいと考えております。そちらに2,300万円ほど予定してございます。

また、今後の緊急的な工事に対応するものとして500万円計上させていただき、計2,800万円の補正計上とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。4番。

○4番（本多保夫） 23ページ、社会福祉協議会に要する経費の中での備品購入費42万7,000円、これはこういったものを買うのか。

次に、33ページ、下段にあります農村環境改善センターの管理関係なんですが、工事請負費の中のみんなのトイレ設置工事費、これはどこに設置するのか。かなり高額となっておりますが、これは何でかんで必要なものなのか。

次に、35ページ、中段にあります商工業の振興に要する経費の中で、空き店舗支援対策事業補助金とありますが、これは場所はどこなのか、これをお伺いします。

同じく35ページの下段にあります観光の振興に要する経費の中で、観光レクリエーション施設給水管修繕工事及び施設の架台塗装工事とありますが、これはどこなのか。

次に、37ページ、委託料関係なんですが、中段にあります村道等支障木伐採業務委託料ということは、村道だけじゃなくて私道等も含まれての予算要求なのかお伺いします。また、場所についてはどこなのか、これをお伺いします。

次に、45ページ、上段にあります文化財保護に要する経費、需用費の中で印刷製本とありますが、こういったものの印刷なのか、また何部製作するのか、その内容についてお伺いします。

以上です。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 4 番議員さんにお答えいたします。

23 ページ、3、1、1 の③社会福祉協議会に要する経費の事項 17 の備品購入費の内訳というご質問でございますが、こちらにつきましては、国のほうの今回のコロナウイルスの緊急対策支援事業ということで、そちらのほうで補助を受けて買うものなのですが、中身としましては非接触型体温計 3 台、空気清浄機つき加湿器 3 台、それをサーキュレーター的な補助するものということで扇風機 5 台、またアルコールディスペンサー、自動で手指消毒ができるものを 5 台などが主なものになってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 4 番議員さんにお答えいたします。

まず、33 ページ、改善センターのみんなのトイレの関係でございます。

こちらにつきましては、2 階に上がる階段がございますが、その脇に湯沸かし室がございます。湯沸かし室と、あとその隣に現在物置になっている場所がありますので、そこを一部改装しながらトイレを設置していくということでございます。湯沸かし室につきましては、もともと管理室ということで印刷機を今、置いて使っておりますが、その中を整理しまして、湯沸かし室はそちらのほうに移動して使うというような内容でございます。

なぜ必要かということでございますが、これまでなかったということもございます。利用される方が、まただんだん高齢になっている方々も利用することが多くなってございます。そういった方々のために必要だということで今回計上したものでございます。

以上でございます。

失礼しました。続けて 45 ページにまいります。

文化財保護に要する経費のうちの需用費で印刷製本費ということでございます。

こちらはおおたま学という本で、多くの村民の方々に村の自然、歴史、それから産業や民族、文化を学んでいただくといったことで刊行するものでございます。部数につきましては 3、000 部程度を予定してございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 4 番議員さんにお答えいたします。

35 ページ、空き店舗支援対策事業補助金の場所でございますけれども、1 つは日産の村道挟んで反対側に P i T a というお店ができて、前、ライダーズカフェだった場所です。小さいお店なんですけれども、そちらが 1 か所。もう一つが姉が茶屋さんで、2 か所になっております。

あと、続きまして観光レクリエーション施設給水管修繕工事ですけれども、こちらにつきましては加工場の前、村道を横断して外にあります給水場に行く水道管が入っているんですけれども、そちらのほうで漏水が起きているということで、そちらのほう

うの工事を実施したいということです。

あともう一つ、施設受水槽架台塗装工事ですけれども、こちらはコテージの上にあります駐車場用スペースになっているような部分に受水槽があるかと思うんですけれども、そちらのほうの架台を塗装工事するというものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 4 番議員さんにお答えいたします。

村道等支障木伐採業務委託料についてであります、（不規則発言あり）大変申し訳ございません。37 ページ、大変失礼いたしました。

村道等支障木伐採業務委託料についてであります、道路交通安全を確保するために、現在、伐採要望がある箇所の事業実施、また今後の台風等、また冬期に備えまして伐採委託料として100 万円をまず計上させていただいたものでございます。

具体的な場所でございますが、仲ノ沢集会所前の村道敷、また牛子沢ため池前の村道等敷の伐採をまず行いたいと思ってございます。そのほかは、今後に備えた臨時的なものを随時対応していきたいといったところでございます。

それで、ご質問のありました私道はやるのかという話でございますが、基本、村道等々を記載させていただきました。村道、または赤道と呼ばれる公衆用道路、または水路敷等の実施を考えてございますが、その赤道の樹木が、万が一、道路、村道等に倒木の可能性があるといった場合には、場合によっては実施するというのもこれまでやってきております。

いずれにせよ、しっかりとした道路空間を確保していきたいと、そういった趣旨から伐採業務をやっていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 4 番議員さんに、先ほどの改善センターのみんなのトイレの関係でございます。

身障者用ということで申しましたが、多目的トイレということで設置するというところでございます。今までなかったものについて、今回設置するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 4 番さん、答弁漏れないですか。いいですか。

ほかにございませんか。8 番。

○8 番（武田悦子） 25 ページの民生費、中段にあります⑦地域包括ケアシステム深化・推進事業に要する経費と、⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に要する経費、これの具体的な事業の内容をお知らせください。

27 ページ、下段にあります保育所費の中の保育所事業に要する経費、保育士資格取得支援事業助成金、今回資格を取られた方がいらっしゃるんだなというふうに思ったところですが、これは次年度以降もしっかりと継続する事業なのかどうか伺いたいと思います。

33 ページ、農地費の中の農業農村整備に要する経費、委託料、ため池緊急防災減災環境整備業務委託料、水位計の設置をするというお話でございましたが、この水位計で得たデータをどのように活用されるのか伺いたいと思います。

43 ページ、教育費の中の公民館費、大山公民館の施設修繕料、屋根の雨漏り、防水シートというお話でございましたが、改善センターには今回、みんなのトイレの設置予算が計上されましたが、大山公民館もかなりトイレ、狭い空間しかないという状況、さらにはここでも出されておりますように、あちこちかなり傷んできているのではないかなというふうに思っているんですが、全面的な改修、さらには改めて造るという考えはないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

まず、43 ページの公民館の件ですが、公民館については、いずれそう遠くないうちという期待は持っているのですが、新たに建設をしたいということで考えておりますので、土地も場所的には今の大山幼稚園の脇の駐車場用地というふうには考えております。ですから、今あまり大きなお金をかけて全面改修ということではなくて、支障のあるところをきちっと安全を確保しながら修繕をしていくという方針でおります。

新たな公民館になるか、名称が変わるか、有利な補助を今、探している状態で、2 分の 1 までは出るということですが、公民館の場合には 3 分の 1 を下回るような補助しか出ない、25% ぐらいしか国の補助が出ませんので、少なくとも、できれば 4 分の 3 ぐらい出るような補助を見つけ次第、建設にかかりたいというふうに考えています。それも 10 年、20 年というスパンではあのまま使えませんので、できる限り早く補助金を見つけて、着工したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 8 番議員さんにお答えいたします。

まず、25 ページ、⑦の地域包括ケアシステム深化・推進事業に要する経費ということで、こちらの中身についてというご質問でした。

こちらにつきましては、介護保険特別会計の 4、2、1 の①の事業の組替えということで、その理由としましては補正予算書の 22 ページに記載があるんですが、県のほうの歳入として、地域包括ケアシステム深化・推進事業費の補助事業 10 分の 10 を受けるために、一般会計のほうに組替えしているものです。こちらの中身についてということで事業なんですけど、介護保険特別会計でやっております 4、2、1 の包括的支援事務事業になりまして、具体的に申し上げますと、南達地域の地域包括ケア推進研修会とか認知症カフェというような事業のほう、さらに各種相談事業、また虐待、権利擁護等について包括的に携わる経費のほうを予算計上しております。

健康福祉課の分だけ先に説明させていただきます。⑧は住民生活課のほうで後ほどということ。

27 ページ、3、2、4 の②保育所の事業に要する経費、事項18、負担金補助及び交付金の保育士資格取得支援事業助成金ということですが、こちら交付要綱に基づき、10 万円を上限にして保育士不足の解消を目的とした受験料、また受講料、登録料等の支援ということで予算化しております。今回1名、ご指摘のとおり合格された方が出ましたので、こちらのほうを計上させていただいております。来年度以降も、こちらは要綱に基づいて継続していく予定でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 8 番議員さんにお答えいたします。

25 ページ、民生費の老人福祉費、事項⑧の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業の具体的な内容といったご質問でございます。

これにつきましては、これまで別々に実施しておりました高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業、これを一体的に実施して、介護予防と重症化予防に寄与してまいりたいというものでございまして、具体的には、医療・介護・健診などの各種データを活用して地域の健康課題を分析して、地域の特性、実情に合った柔軟で効果的な保健事業に取り組むというものでございます。

今年度より後期高齢者医療を運営します福島県後期高齢者医療広域連合、こちらの委託を受けて、10 月から村の保健師が中心となって実施するもので、1 つ目は75 歳以上の方を対象に医療データベースから低栄養状態にある方、高血圧症の疑いがある方、健康状態が不明な方、こういった方を抽出いたしまして、個別訪問などにより健康状態を把握し、個別訪問の指導を行うもので、必要に応じ改善に向けた医療機関への受診勧奨、また必要な医療・介護サービスの提供につなげるというものでございます。

2 つ目は、同じくやはり医療データベースを分析して把握した地域の医療課題を基に、通いの場でございます地域のサロンなどに村の保健師が参加して、健康相談や保健指導を行うといった内容で、こちら広域連合からの受託事業収入10 分の10 を充当して実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 8 番議員さんにお答えいたします。

33 ページ、ため池緊急防災減災環境整備業務のまず内容でございますが、4 つのため池、額沢温水溜池、荒池、堂前池、西ノ池に水位計を設置する業務でございます。

そこで、データの活用はどのようにとの質問でございますが、これによりまして近隣住民のため池の決壊に対する不安払拭を図りまして、また住民避難などの適切な行動にいち早く役立てたいと考えております。これらの水位情報をクラウド上に蓄積しまして、住民がネット環境で水位の状態をリアルタイムで知ることができるように整備するものでございます。いずれにしましても、防災減災に役立てた活用をしていきたいといったものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。 11番。

○11番（押山義則） 20ページ、21ページの社会保障・税番号制度システムの改修費でございますが、これはマイナンバーのことだと思っておりますが、今、既にマイナンバー、いろんな角度で発行されているわけですが、改めてシステムの取組強化ということはどういうことなのかということ、改修の中身、どういう改修が必要なのかということをお伺いします。国も、今度はデジタル化ということでデジタル庁などを作って取組強化されるようでございますが、そういった今、間に合わないようなシステムの改修が必要なものなのか、改めて伺っておきます。

それから、33ページのおおたまのおいしい米出荷奨励事業助成金でございますが、カメムシのヘリ防除による、それから環境保全のための予算化なんでございますが、この制度も設けましたが、相変わらずJAのほうでヘリの防除は続けられております。それで、知りたいことは、少しそういう形で指導はされたんだと思いますが、ヘリ防除が何パーセントぐらいが減ったのか、その辺のことをつかんでおられましたら、その成果について伺っておきたいのでございますが。

それから、35ページに入ります。先ほども質問ございました空き店舗支援対策事業補助金でございますが、これ詳しい中身を知りたいのは、空き店舗の定義はどのように捉えておられるのかということでございます。様々な考えもございましょうが、店舗だったもの、事務所だったもの、住宅だったものを改修して空き店舗対策というような形になるのか、その辺の空き店舗の定義、それについて知りたいのと、結局、こういう両方のことはいろんな形で補助というような形になるんだと思いますが、新設にはそういう補助は考えられないのか、その辺も含めてこの空き店舗対策事業の中身、定義をお伺いします。

それから、その下段のふれあい広場にぎわい創出事業補助金でございますが、現状のコロナ禍の中に、このふれあい広場にぎわい創出事業でどのような事業、今年度の計画の中身をどのように掌握しておられるのか伺っておきます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

21ページ、中段にございます総務費、戸籍住民基本台帳費に記載ございます委託料、戸籍附票システム改修業務委託料、それから住民基本台帳システム改修業務委託料、これらの中身でございますが、これらにつきましては、マイナンバーを活用しまして、どこの役場窓口でも戸籍の附票を取得できるように今後していくということで、戸籍のシステムと住基ネットのシステムをつなげるというような作業を今後していくものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

33 ページ、おたまのおいしい米出荷に関わりまして、ヘリ防除、どのぐらい減ったかということなんですけれども、大変申し訳ございませんけれども、こちらの数字のほうは把握してございません。

あと、35 ページ、空き店舗の定義と内容ということなんですけれども、こちらにつきましては、商工会で行っております空き店舗対策になります。お店だったものがやめてしまって、その後どなたかがそれを活用して、また事業展開をするといったときに補助金を出してございます。月額家賃の2分の1を補助しておりまして、上限が月額3万円で、1年間を通して補助するということになってございます。

あと、ふれあい広場にぎわい創出事業なんですけれども、こちらにつきましては、今のところお聞きしているのが、イルミネーションをもう少し増やしたいということと、あと今年につきましてはプロジェクションマッピング、食堂等の壁等に映し出してプロジェクションマッピングを実施したいというようなことのお話を聞いています。あとは、例年どおり竹灯籠だったりライブだったり、あと出店の出店等を予定しているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） 1点だけ、重ねて伺います。

35 ページのふれあい広場にぎわい創出事業補助金、昨年度でしたか、その前年度だったか、雪のないときに雪を運んで滑り台とかなんかやってくれて、努力は大変認めるのでございますが、高いお金を出して、結局雪を運んでまでそういうものが必要なのかというような村民からの声が、私どもの耳に入っていましたので、そういうことを注意、それは必要なのかもしれません、その辺の考え方を、補助事業でどういうものかということの考えで質問いたしました。その点について、今年度での取組の状況を改めて伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

これは、若者たちが商工会、それ以外の方も含めて、地域おこしという面で活動されていると。それから、あとイルミネーションについては段階的に増やしていくということで、大玉村の入り口、出口の広場の近辺を整備をしていくという目的でありますので、やはり雪を運んだアイデア、そういうふうに雪がなければ運ぶこともできるんだと、大変結果的に非常に好評でしたので、それだけの効果はあったなというふうに感じておりますし、若者たちの熱意にこれからの村づくり、きっと寄与していただけるだろうというふうに期待をしております。できれば夏祭りができなかった花火をこのときに打ち上げ、冬の花火ということもできないかなということも含めて提案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。4番。

○4番（本多保夫） 1点だけお聞きします。

19 ページ、災害対策に要する経費、これ需用費ですから多分食料とかなんか、災害のために保管するとは思いますが。その下の役務費、通信運搬費 50 万、何を運ぶのか、手数料、何のための手数料なのかお聞きします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4 番議員さんにお答えをいたします。

総務部のほうで担当しております通信運搬費について、ご答弁を申し上げたいと思います。

これにつきましては、郵便料でございます。内容としましてはコロナ関係、これは感染症関係で、今までも事業の中止でありましたり、そういった通知文、そのほか会議等の中止等に伴いまして、資料等だけを対象者の方に郵送するというふうな内容で取組をまいりました。それに関しまして、不足が生じるという見込みが立ちましたので、その分につきましては、今回補正のほうで計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 4 番議員さんにお答えいたします。

19 ページ、災害対策費に計上されております役務費の中の手数料でございますが、こちら当初に計上させていただきましたドローン操作の受講料、こちら精査いたしました結果、不足が生じるということで、こちら不足分につきまして計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 62 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 4、議案第 63 号「令和 2 年度大玉村国民健康保険特別会計

補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第64号「令和2年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、議案第65号「令和2年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、議案第66号「令和2年度大玉村土地取得特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第8、議案第67号「令和2年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第9、議案第68号「令和2年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第69号「令和2年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（押山義則） 163ページの営業外収益のことで伺い申し上げます。

54万円、これは新型コロナウイルス感染拡大防止協力金ということで、交付事業者を対象とした水道料金の減免なんでございますが、これ何社で、業種は主にどのような方が対象だったのか、改めて伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

163ページ、営業外収益のご質問でございますが、今回、新型コロナウイルス感染症対策としまして、水道料の減免制度を設けさせていただいております。減免する企業数は32を想定してございます。業種でございますが、飲食業、小売業、卸売業、サービス業の方を対象としたものでございます。その前提には、大玉村新型コロナウイルス感染拡大防止対策協力金、または大玉村新型コロナウイルス感染症対策中小企業等経営持続化繋ぎ交付金の該当者のうち、今ほど申しました業種の方々を対象に減免するといったものでございます。減免期間は6月から11月の6か月間、減免率は水道料の2分の1、住居と事務所等が共有する場合は3分の1で積算し、計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第11、議案第70号「令和2年度宮下・高久線（外）道路改良舗装工事請負契約について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤肇蔵） この事業については、当初予算にも計上されてあったわけですが、年度中にやればいつでもやっていっていいという話ではありますが、当然、今の時期になったのは折り込み済みなのか、あるいはまた何らかの事情で今の時期になったのか、そこら辺の関係についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 10番議員さんにお答えいたします。

当該工事の発注時期が現在に至った点につきましてでございますが、まず昨年平成31年4月に当該工事の前段に当たります宮下・高久線測量調査設計業務を発注してございます。この設計業務の工期につきましては、当初、年内の令和元年12月20日に設定しておりました。しかしながら、昨年は10月に台風19号による甚大な被災を受けてございます。これを受けまして、私どもの業務、本村の業務もまずは災害復旧業務を最優先するという取組へシフトしてまいりました。

こういったことから、当該路線の設計業務につきましても、工期延長、まずは令和2年3月31日まで行いまして、さらには令和2年8月31日までの工期で繰越しをもさせていただきました。ようやく先日、本年の7月に設計業務が完了に至ったというところでございます。設計業務を受けての工事発注となりますので、現在に至った次第でございますが、今後につきましても、引き続き早期の完成に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第12、議案第71号「大玉村立小中学校学習用タブレット端末購入事業売買契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第13、議案第72号「大玉村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第14、議案第54号「令和元年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第61号「令和元年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について」までを一括議題といたします。

これより付託した決算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。6番。

○決算審査特別委員会委員長（佐原佐百合） 朗読いたします。

決算審査特別委員会報告書。

議長の命により、決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました令和元年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、9月11日に議場において決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会を設置して審査することといたしました。

分科会では、所管する決算項目、特別会計について慎重なる審査がなされました。

また、9月16日に決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑応答を行いました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告いたします。

まず、総務文教分科会について報告します。

総務文教分科会においては、9月14日、15日に第2委員会室において全委員が出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長、政策推進課長、税務課長、教育部長、教育総務課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

総務文教分科会では、令和元年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入全般、歳出は総務部、出納室及び教育委員会の所管に関する決算並びに他の分科会の所管に属さない事項の決算について、令和元年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、令和元年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、総務部については、①従来の職員研修に加え、こおりやま広域圏に係る研修も増えており、職員の資質向上につながっているものと思われるため、今後も引き続き自己研さんに努め、住民の福祉の増進を図られたい。②選挙管理委員補充員制度について、課題把握と適切な解決策を検討されたい。③SNS等情報発信を担う地域おこし協力隊の採用について、柔軟に対応し、できる限り早期に採用されるよう努力願う。④村税の徴収について、納税者間の公平性を保つとともに、財源確保に努められたい。

教育部については、①スクールソーシャルワーカーの各校ごとの相談件数等を把握し、さらに効果的な活用が図られるよう努められたい。②学校支援地域本部の登録ボランティアの多くの方々にご協力いただけるよう、引き続き依頼の仕方等工夫されたい。③「おおたま生き粋大学」と「おおたま大学院」について、対象者と目的を明確にし、両方の参加者が増加するよう努められたい。

以上のことを付け加え、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

次に、産業厚生分科会について報告します。

産業厚生分科会においては、令和元年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、9月14日、15日に第1委員会において全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長、住民生活課長、健康福祉課長、再生復興課長、産業建設部長兼農業委員会事務局長、産業課長、建設課長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

産業厚生分科会では、令和元年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する決算、令和元年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和元年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和元年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和元年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、令和元年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、住民福祉部については、①自然災害が多発している現状を踏まえ、緊急時に対応できる消防団員の確保について、行政、消防団、地域住民との連携を密にし、新規団員の確保を図ること。②第8期介護保険事業計画策定に向け、介護実態調査が実施された。調査結果を生かした高齢者独り暮らし等への対応や特定健診の充実、人間ドックの対象年齢の延長等に取り組まれない。③年々増加するごみ処分料の低減のため、転入者への分別説明の徹底や、学校での子どもたちへの啓発活動を進めること。

産業建設部については、①中山間地域等直接支払交付金事業の広域化に向け、関係機関と連携し取り組むこと。②近年増加傾向にある自然災害に対し、迅速・的確に対応できるよう努めること。③農地改良と称した残土処分等の行為が見られるため、住民の安心安全を重視し、農地法を遵守した指導の徹底を行うこととし、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これら報告を受け、各分科会座長に対し質疑応答を行いました。小中学生の漢字検定等の取組に関する審査状況等質疑があり、限られた時数で効果的な学習が行われているとの答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第54号から議案第61号までの令和元年度歳入歳出決算認定議案について、全委員一致をもって全議案とも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、決算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和2年9月17日

決算審査特別委員会委員長 佐 原 佐百合

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

○議長（菊地利勝） ただいま決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、議会の運営に関する基準第97の規定に基づき、特別委員会委員長に対する質疑を省略することになっております。

質疑を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第15、議案第54号から議案第61号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第54号「令和元年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第55号「令和元年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第56号「令和元年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５７号「令和元年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５７号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５８号「令和元年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５８号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５９号「令和元年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５９号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 6 0 号「令和元年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第 6 0 号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 6 1 号「令和元年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第 6 1 号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前 1 1 時 2 0 分といたします。

（午前 1 1 時 0 3 分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前 1 1 時 2 0 分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第 1 6、請願第 1 号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」を議題といたします。

本案について、付託いたしました総務文教委員会委員長から審査結果の報告を求めます。1 0 番。

○総務文教常任委員会委員長（須藤軍蔵） 議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告します。

去る 9 月 8 日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第 1 号

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」を審査するため、9月8日午後1時20分より、大玉村役場第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見聴取のため教育部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」について、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果を報告いたします。

令和2年9月17日

総務文教常任委員会委員長 須 藤 軍 蔵

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第17、陳情第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出について」を議題といたします。

本件について、付託しました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○産業厚生常任委員会委員長（武田悦子） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月8日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出について」を審査するため、9月8日午後1時

30分より、大玉村役場第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴き取りのため、住民福祉部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水にはトリチウム以外の放射性物質が環境中へ放出する際の基準を超えて含まれていることが報告書にも記載されていることから、海洋放出が実施されたとき、国内外の風評被害を招くことになるため、処理方法が確立するまでは放出はしないことが必要であるなどの意見が出されました。

当委員会ではこれらを踏まえ、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果を報告いたします。

令和2年9月17日

産業厚生常任委員会委員長 武田悦子

大玉村議会議長 菊地利勝殿

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） ただいま産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第4号「東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書の提出について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第18、陳情第5号「東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する陳情書」を議題といたします。

本件について、付託しました産業厚生常任委員会委員長から審査の結果の報告を求めます。8番。

○産業厚生常任委員会委員長（武田悦子） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月8日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第5号「東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する陳情書」について審査するため、9月8日午後1時30分より、大玉村役場第1委員会室におい

て全委員が出席し、さらに参考意見の聴き取りのため、住民福祉部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水にはトリチウム以外の放射性物質が環境中へ放出する際の基準を超えて含まれていることが報告書にも記載されていることから、海洋放出が実施されたとき、国内外の風評被害を招くことになるため、処理方法が確立するまでは放出しないことが必要であるなどの意見が出されました。

当委員会ではこれらを踏まえ、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果を報告いたします。

令和2年9月17日

産業厚生常任委員会委員長 武 田 悦 子

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） ただいま産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第5号「東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第19、陳情第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。10番。

○総務文教常任委員会委員長（須藤軍蔵） 議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月8日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の

確保を求める意見書の提出について」を審査するため、９月８日午後１時４０分より、大玉村役場第２委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見聴取のため、総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

陳情第６号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」、慎重審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果を報告いたします。

令和２年９月１７日

総務文教常任委員会委員長 須 藤 軍 蔵

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第６号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２０、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」、議員発議第4号「東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する意見書について」、議員発議第5号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」、議員派遣の件並びに各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第3号から議員発議第5号並びに議員派遣の件並びに各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第3号から議員発議第5号並びに議員派遣の件並びに各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第1、議員発議第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。2番。

○2番（渡邊啓子） 議員発議第3号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月17日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 渡 邊 啓 子

賛成者 大玉村議会議員 佐 原 佐 百 合

提出先 復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から9年が経過しました。東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和2年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、30億円が予算化されていま

す。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和元年12月20日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』が閣議決定され、復興・創生期間後（令和3年度以降）における方針が定められました。その中で「令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする」とされ、東日本大震災復興特別会計の継続が示されました。子どもの就学支援についても「支援の必要な子供の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

本事業の対象は全国各地に避難している子どもたちです。福島県では、令和2年3月時点で8千人以上（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和3年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和3年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月17日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊 地 利 勝

以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第3号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第3号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第2、議員発議第4号「東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番。

○5番（松本 昇） 議員発議第4号「東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月17日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 松 本 昇

賛成者 大玉村議会議員 菊 地 厚 徳

提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣
東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水の海洋放出に反対する意見書（案）
東京電力福島第一原発敷地内で、増え続けるトリチウムを含む汚染水の処分方法などを議論する、「多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会」が2016年11月に設置され、17回にわたる議論を経て本年2月、報告書を取りまとめた。

報告書によると、「処理水の処分方法は地層注入・水素放出・地下埋設・水蒸気放出・海洋放出の5つの処分方法が検討された。このうち水蒸気放出及び海洋放出が現実的とし、中でも海洋放出が確実に実施できると考えられる。」とされており、報告を受けた国においては、7月にも処分方法を決定したいとしていたが、いまだ未定である。

福島県は現在、9年前の東日本大震災と大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による被害からの復興に、県民を挙げて取り組んでいる途上にあり、加えて新型コロナウイルス感染症は、あらゆる職業に影響を及ぼし、三重の苦しみを克服しようと懸命に努力している。

このような中、今回の報告書にあるような処理水の海洋放出が実施されたとき、国内外の風評被害を招き、四重の苦しみを背負わされることになる。

このために県内の多くの市町村や議会、農林漁業関係者が反対の意向を示し、全国漁業協同組合連合会は本年6月23日の通常総会で、我が国漁業の将来にとって壊滅的な影響を与えかねない重大な問題として「福島第一原子力発電所事故に伴う汚染水の海洋放出に断固反対する決議」を採択した。

現在、敷地内に保管されているタンク内の処理水の7割には、トリチウム以外の放射性物質が環境中へ放出する際の基準を超え含まれていることは、報告書の中にも記

載されている。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 処理水の処分にあたっては、風評被害対策の拡充・強化、情報公開、丁寧な意見聴取と合意を重ねることであり、それまでは処理水の海洋放出はしないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊 地 利 勝

以上です。

○議長（菊地利勝） 議員発議第4号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第4号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第3、議員発議第5号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番。

○1番（斎藤信一） 議員発議第5号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月17日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 斎 藤 信 一

賛成者 大玉村議会議員 佐 原 吉太郎

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、
総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、
まち・ひと・しごと創生担当大臣

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

１ 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２ 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

３ 令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４ 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

５ 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年９月１７日

福島県安達郡大玉村議会議長 菊 地 利 勝

以上です。

○議長（菊地利勝） 議員発議第５号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第５号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第４、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第５、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、おのおのの記載の事件の調査について、
会議規則７５条の規定に基づき、お手元にお配りいたしましたとおり、閉会中の継続
調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに
決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたし
ました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和２年第４回大玉村議会定例会を閉会いたしま
す。ご苦労さまでした。

（午前１１時５９分）